

ID: 49

担当部署: 保険年金課

処分の概要	延滞金の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市後期高齢者医療に関する条例 第5条第1項		
例 規 番 号	平成20年条例第2号		
【基準】 第5条及び附則第2条の規定による。 (延滞金) 第5条 被保険者又は連帯納付義務者は、納期限後に当該納期に係る保険料を納付するときは、当該納付金額に当該納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、年14. 6パーセント(当該納期限の翌日から3月を経過する日までの期間については、年7. 3パーセント)の割合を乗じて得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき又は当該金額の全額が1, 000円未満であるときは、当該端数の全額又は当該金額の全額を切り捨てる。)に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。この場合において、延滞金の計算の基礎となる保険料の額に1, 000円未満の端数があるとき又は当該保険料の額の全額が2, 000円未満であるときは、当該端数の全額又は当該保険料の額の全額を切り捨てて計算するものとする。 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。 (延滞金の割合の特例) 第2条 当分の間、第5条第1項に規定する延滞金の年14. 6パーセントの割合及び年7. 3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(平均貸付割合(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。)に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7. 3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14. 6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7. 3パーセントの割合を加算した割合とし、年7. 3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7. 3パーセントの割合を超える場合には、年7. 3パーセントの割合)とする。			
備考			
設 定 年 月 日	令和 4 年 4 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 50

担当部署: 保険年金課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市後期高齢者医療に関する条例 第7条及び第8条		
例 規 番 号	平成20年条例第2号		
【基準】 第7条から第9条までの規定による。 (罰則) 第7条 被保険者、被保険者の配偶者若しくは被保険者の属する世帯の世帯主その他当該世帯に属する者又はこれらであった者が正当な理由がなく法第137条第2項の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。 第8条 偽りその他不正の行為により保険料その他法第4章の規定による徴収金(市が徴収するものに限る。)の徴収を免れた者は、当該徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。 第9条 前2条に規定する過料の額は、情状により市長が定める。 2 前2条に規定する過料を徴収する場合において発する納額通知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 78

担当部署: 保険年金課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市国民健康保険条例 第11条から第13条まで		
例 規 番 号	平成17年条例第77号		
【基準】 第11条から第14条までの規定による。 (過料) 第11条 市は、世帯主が法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合は、10万円以下の過料に処する。 第12条 市は、世帯主又は世帯主であった者が正当な理由なしに、法第113条の規定により文書その他の物件の提出を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料に処する。 第13条 市は、偽りその他不正の行為により、一部負担金及び前2条による過料を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。 第14条 前3条の過料の額は、情状により市長が定める。 2 前3条の過料を徴収する場合において、発する納額通知書に指定すべき納期限は、その発布の日から起算して10日以上を経過した日とする。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 79

担当部署: 保険年金課

処分の概要	使用料及び手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市国民健康保険直営診療所使用料及び手数料条例 第1条		
例 規 番 号	平成17年条例第79号		
【基準】 第1条及び第2条の規定による。 (趣旨) 第1条 国民健康保険直営診療所(以下「診療所」という。)を利用する者から、この条例の定めるところにより、使用料及び手数料を徴収する。 (使用料及び手数料) 第2条 診療所の使用料及び手数料は、別表に定めるもののほか、法令等により算定した額とする。 2 やむを得ない事由により法定の給付以外の診療をしたときは、おおむね実費の2割を加算して徴収するものとする。 3 診療所の医師の執務時間外に診療を受けた者は、その実費を負担しなければならない。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 81

担当部署: 保険年金課

処分の概要	過料		
例 規 名 根 拠 条 項	旭市国民健康保険直営診療所使用料及び手数料条例 第6条		
例 規 番 号	平成17年条例第79号		
【基準】 第6条の規定による。 (過料) 第6条 偽りその他不正の行為により使用料及び手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。			
備考			
設 定 年 月 日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日